

○西郷村地域遺産認定制度実施要綱

平成29年10月1日教育委員会告示第2号

西郷村地域遺産認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する、「にしごう地域遺産認定制度」について、必要な事項を定める。本制度は、地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、にしごう地域遺産（以下「地域遺産」という。）として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を期待し、地域の個性ある創造に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 本制度による認定の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）及び西郷村文化財保護条例（昭和40年西郷村条例第6号）の規定による指定、登録、選択、選定、認定（以下「法等の規定による指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 有形文化財（建造物、絵画、彫刻、古文書その他歴史資料などで、歴史的、芸術的、学術的価値を有するもの）
- (2) 無形文化財（伝統芸能、工芸技術などの優れた人の技で、芸術的、歴史的価値を有するもの）
- (3) 無形民俗文化財（民俗芸能、年中行事、祭礼、口承文芸などで、地域で長く受け継がれているもの）
- (4) 有形民俗文化財（無形民俗文化財に用いられる道具類、仕事道具、生活道具などで、市民の生活の推移の理解に役立つもの）
- (5) 史跡、名勝、天然記念物（遺跡、古墳、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地などで、歴史的、芸術的、学術的価値を有するもの）
- (6) 伝統的建造物群（伝統的な建造物によって構成される町並みなどで、歴史的価値を有するもの）
- (7) 文化財保存技術（本村の文化財を維持保存するために必要と認められる技術）
- (8) 文化的景観（棚田、里山、古街道など人々の生活や地域風土に根ざした景観地で、地域の生活や生業の理解に役立つもの）

(認定候補の抽出)

第3条 地域遺産の候補は、以下により推薦されたものとする。

- (1) 村民又は行政区等の団体からの推薦によるもの
- (2) 西郷村文化財保護委員が推薦するもの

2 前項の規定による地域遺産の候補を推薦しようとするもの（以下「推薦者」という。）は、教育委員会に推薦書（第1号様式）を提出するものとする。

3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

（認定）

第4条 地域遺産の認定は、教育委員会が行う。

2 教育委員会は、地域遺産の認定にあたり、西郷村文化財保護委員会に意見を聞かなければならない。

（認定書の交付）

第5条 教育委員会は、地域遺産の所有者等に対して認定書（第3号様式）を交付する。

（管理）

第6条 地域遺産の管理は、所有者等が行うものとする。

2 前項の管理に必要な経費は、所有者等の負担とする。

3 所有者等は、地域遺産の管理、現状変更に際して、教育委員会に助言を求めることができる。

（管理責任者の選任）

第7条 地域遺産の所有者等は、自己に代わる当該地域遺産の管理責任者を選任することができる。

2 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、当該管理責任者と連署のうえ、管理責任者選任届（第4号様式）により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。管理責任者を変更、解任した場合も、同様とする。

（所有者等の変更）

第8条 地域遺産の所有者等又は推薦者は、認定された地域遺産の所在地、所有者等に変更が生じた場合は、所有者等変更届（第5号様式）により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

（滅失及び損傷）

第9条 地域遺産の全部若しくは一部が滅失、損傷し、又はこれを亡失したときは、所有者等は、滅失等届（様式第6号）により、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更）

第10条 地域遺産の現状を変更又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、所有者等は、現状等変更届（様式第7号）により、その旨を教育委員会に届け出るものとする。

（地域遺産の顕彰）

第11条 村及び所有者等は、地域遺産に関する情報の顕彰及び発信に努めるものとする。

（認定の解除）

第12条 教育委員会は、次の場合、地域遺産の認定を解除する。

- (1) 滅失、亡失、損傷等により地域遺産としての価値を失った場合
- (2) 所有者等からの申出があった場合
- (3) 法等の規定による指定等がなされた場合

(4) その他特別な事由があった場合

2 教育委員会は、前項により認定を解除した場合は、認定解除通知書（様式第8号）により、所有者等に通知するものとする。

（細則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。